

國學院大學學術情報リポジトリ

「神宮競技問題」の推移と「明治神宮体育大会」の成立

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001285

「神宮競技問題」の推移と「明治神宮体育大会」の成立

【要旨】

藤田 大誠

「明治神宮競技(体育・国民体育・国民錬成)大会」(最も長期に互る名称は「明治神宮体育大会」)は、大正十三年(一九二四)から昭和十八年(一九四三)まで、明治神宮外苑における体育・スポーツ施設を主な会場として開催された、国民的かつ総合的・全国的な運動競技(スポーツ)大会であった。本稿では、大正十五年(一九二六)において、なぜ明治神宮「競技」大会(内務省主催)から明治神宮「体育」大会(明治神宮体育会主催)へと名称や主催を変更しなければならなかったのかについて、「神宮競技問題」の推移に焦点を当てて検討した。この問題の帰結としての民間組織・明治神宮体育会主催「明治神宮体育大会」の成立は、「官」(文部省)の妨害と「民」(民間運動競技者の連合体である明治神宮体育会)による恢復・再生によるものであり、主催の「民営化」こそ齎したものの、内務省による「運動競技」奨励といふ性格を劇的に変更するものでは無かった。

【キーワード】

神宮競技問題 明治神宮競技大会 内務省 文部省 明治神宮体育大会

一 はじめに

「明治神宮競技(体育・国民体育・国民錬成)大会」(最も長期に互る名称は「明治神宮体育大会」)は、大正十三年(一九二四)から昭和十八年(一九四三)まで、明治神宮外苑における体育・スポーツ施設を主な会場として開催された、国民的かつ総合的・全国的な運動競技(スポーツ)大会であった(昭和二十一年(一九四六)に開始された「国民体育大会」の前提)。

同大会の研究史については、すでに別稿¹⁾にて詳述してゐるため、ここでは先行研究の問題点を指摘するに留めたい。

当該テーマの先行研究として欠かすことの出来ないのは、主

に同大会報告書²⁾を用ゐて論じた入江克己³⁾の詳細な研究であるが、その「まえがき」や序章から、「昭和戦前期における国民体育ならびにスポーツ史における重大な汚点」や「スポーツの普及、発達どころか、国民を戦争に動員し、破滅に追い込んだ悪しきスポーツの典型」といふ予断の入り混じつた記述で始まり、一面的な論旨に終始してゐることが難点であった³⁾。

しかしこれ以降、同大会の集団体操(マ스ゲーム)に注目して詳細な検討を行った川端昭夫・木村吉次⁴⁾や、同大会の全容を再検討した太田順康・長瀬聡子⁵⁾は、極力かかる予断を排した上で、同大会が体育・スポーツの普及の場となり、日本スポーツ界の発展に寄与したといふ肯定的評価をも含め、その光と影の

両面から再考しようと努めてゐる。また、高嶋航は、同大会創設当時における陸海軍の消極的対応や、学生参加をめぐる内務省と文部省の権限争ひを発端とする第三回大会以降の「明治神宮体育会」への大会開催権民間委譲といふ事実から、軍や政府の対応がこの大会を「国民の動員に利用する」というにはほど遠かった⁽⁷⁾ことを論じ、「国民を戦争に動員するための装置であつた」という入江の見解は首肯しがたい」と批判してゐる⁽⁸⁾。

斯様な研究動向を踏まへ、近年筆者は、明治神宮外苑における体育・スポーツ施設（競技場、野球場）構想とその造設過程、大正十三年に開始された内務省主催「明治神宮競技大会」の創設過程について詳細に考察した⁽⁹⁾。それ故本稿では、これ以後の同十五年において、なぜ明治神宮「競技」大会（内務省主催）から明治神宮「体育」大会（明治神宮体育会主催）へと名称や主催を変更しなければならなかつたのかについて、「神宮競技問題」の推移に焦点を当てることによつて検討したいと考へる。

「神宮競技問題」の背景にある内務省と文部省の権限争ひについては、すでに先行研究でも度々言及されてゐる事柄であり、特に坂上康博によつて詳しい考察⁽⁸⁾がなされてゐるが、これまでの研究においては、必ずしも「神宮競技問題」そのものの推移が十分明らかにされてきた訳ではない。また、この問題の経緯について、官民の体育・スポーツ関係者たちがどのやうに捉へてゐたのかについても、未だ検討の余地がある。そこで本稿では、決して一枚岩とはいへなかつた「官」を分節化して捉へ、また、「民」や官民の中継点に位置する様々なアクター（内務省、文部省、運動競技（スポーツ）界、体育界の関係者など）の関与に焦点を当てることによつて、大正末期における「神宮

競技問題」の歴史的意義を検討したい。

二 内務省と文部省の権限争ひ

大正十三年十月三十日（十一月三日）に開催された第一回明治神宮競技大会の直後、栃木県女子師範学校主事的小林友雄は、「十一月三日を期して全国体育デーと定め、本年はその前後五日間明治神宮外苑の新設大グラウンドに於て、全国の猛者を集め壮快なる大競技を開いて、我国体育の為に万丈の氣を吐いたことは、吾人にとつては涙ぐましまでの喜びであり、国運興隆の希望が燃えて抑え（引用者註・へ）難い力強さを感じざるを得なかつたのである」と記してゐる⁽⁹⁾。

「全国体育デー」は、同年九月二十二日の各地方長官に対する文部次官通牒「全国体育デー実施促進並普及方」における「全国体育デー実施要項」に基づくもので、「体育デーハ十一月三日全国一斉ニ行フモノトス」として、全国の学校や学校衛生会、教育会その他教育関係団体において、「体育」に関係する講話や調査・研究、宣伝、検査など、多様な活動を実施するやうに求めた極めて大規模な全国的体育行事であつた⁽¹⁰⁾。

小林は「全国体育デー」を恰も明治神宮競技大会と連携した政策だと受け止めてゐるやうだが、実際は当時、体育・スポーツや保健・衛生の分野に関して内務省との権限争ひを展開してゐた文部省による明治神宮競技大会への対抗措置であつた⁽¹¹⁾。

内務省衛生局長山田準次郎は、明治神宮競技大会開催前の十月八日附『官報』で、内務・文部両省の間に権限争ひが起こつてゐるとの風聞があるがこれは事実と相違してゐるとの弁明談

話を出した。¹² 山田は、明治神宮競技大会を内務省が主催することになり、文部省は反対してをらず、関係事項については協議して計画を進めることにしてをり、また、文部省が首唱する「全国体育デー」についても、十一月三日を選ぶ際に自分からも文部省学校衛生課長に希望を入れたところで、この日となつたことを感謝してゐると述べ、両者の争ひは事実無根であるとした。

しかしながら同年十二月、文部省学校衛生官・体育研究所技師の吉田章信は、文部省による「全国体育デー」の結果が「吾人の想像以上に良好であつた」と述べる一方、「内務省単独の主催」によつて行はれた明治神宮競技大会については、「吾人は、かくの如き有意義な、全国的の企てが、政府によつて行はる、場合は、文政、体育の主務省である文部省を除外することのなく最も公明正大に行はる、やう、国家の為に希望して止まぬものである」と批判を加へてゐる。¹³

実際、体育や運動競技、社会教化などの主管に関する内務省と文部省の権限争ひは厳然として存在した。両者の軋轢については、すでに坂上康博が詳細に考察してゐるため、ここでは「行政調査会」における「運動競技」に関する両者の主張とその帰結に絞つて見てゆく。同十四年五月二日、内閣総理大臣の監督に属し「行政事務刷新ニ関スル調査審議ヲ為ス」行政調査会が内閣に設置されたが、それは各官省庁行政事務の整理・改革に関する案を検討してそれを内閣に報告し、閣議を経て実行に着手していかうといふものであつた。¹⁴

まづ、内務省幹事潮恵之輔提出「運動及競技ニ関スル事項ハ内務省ニ於テ統一主管スルコト」の内容を見てみると、基本的に「運動及競技」は、主に「保健上ノ見地」に関はるもので「教

育」の部分は限られてゐるし、また、「運動及競技」は従来我が国では学校体育に淵源して学生間において發達して来たものの、「今日最早学生特有ノモノニ非ス広ク一般国民ノ間ニ普及」してゐることを理由に挙げ、参考資料の一つとして「明治神宮競技大会開催」を附し、その実績をアピールしてゐる。¹⁵

他方、文部省幹事栗屋謙提出「体育ニ関スル事項ハ文部省ニ於テ統一スルコト」においては、概ね「学校体育」が「学校教育ノ一部分」で文部省管理であることは明白であると主張し、また、文部省で管理するのは「社会教育」も含まれると見做して、「学校外ニ於ケル体育」もその一分科であるといふ大前提を打ち出し、さらに「運動競技」は「保健増強並ニ精神訓練即チ体育德育」として取り扱ふのではなく、「教育的ニ行ハレテ初メテ効果ヲ挙クルコトヲ得」といふ理由を述べてゐる。¹⁶

斯様に真つ向から対立する両者の主張に対し、大蔵省幹事河田烈提案の「運動及競技ニ関スル事項内務文部両省主張ニ対スル裁定案」（同年六月一六日附）は、次のやうな裁定を下した。¹⁷

一、学校ニ於ケル体育及体育研究機関ハ文部省ニ属セシム
 一、一般公衆ノ保健競技ニ関スル事項ハ内務省ニ属セシム
 この時点では、「運動競技」に関する内務省の権限を大幅に認めた案になつてゐたが、翌十五年七月十三日の法制局による「各庁事務系統整理案」では一転して両省の共同主管を否定し、今日の運動競技会の参加者の多数は学生・生徒であることから、文部省が実際に体育事務を管理するに便なる地位にあるため、「体育（運動競技ヲ包含ス）ニ関スル事務ハ文部省トス」とし、さらに文部省は、追ひ討ちをかけるやうに「体育運動ハ教育的ニ行ハネバナラス」との文書を配布した。¹⁸これが幹事会案と決

したため、内務省は最後まで「絶対反対」を貫き肯じなかつたものの、結局、行政制度審議会の議決である昭和二年十二月二十八日附「官庁権限整備ニ関スル件」では、「運動競技ニ関スル事務ハ文部省ノ所管トシ其ノ内務省ノ事務ニ関係アル重要事項ハ文部省ヨリ内務省ニ合議ヲ為スベキモノトシ合議事項ノ範圍ハ予メ両省ニ於テ之ヲ協定スルコト」とされたのである。²⁰⁾

三 「神宮競技問題」の勃発

一旦は内務省優位に見えた「運動競技」をめぐる権限争ひは、結局、文部省の所管とされることに決した。この急転換の裏には、「明治神宮競技大会」からの学生の引き上げ（参加禁止措置）といふ文部省の「伝家の宝刀」が抜かれてゐたことがある。

それは、大正十五年六月二十四日に「文部省、神宮競技に学生の参加をはゝむ」と報じられて表面化した。²¹⁾ その新聞記事に拠れば、元来、主催の内務省が求めてゐたにも拘らず第一回大会時点から委員会への文部省側の出席が得られず、また、第二回大会に先立つては内務・文部両省の共同主催を企てたものの、文部省側は一顧だにしなかつたといふ「不快な風評が事実となつて現はれて来た観がある」として、「それは今回の第三回に当り内務省は最近文部省主催の学校長会議訓令等によつて学生の競技参加が困難となる形勢にあるのを看取し文部省に対し正式に書面をもつて右の学生参加問題に関する意見を照会した所、廿二日文部省はこれに対し同競技に出場するのは／＼を妨げる事／多額の費用を要す事／監督上不備なる事／等の諸点から見て現在の方法では学生の参加するのは不賛成なる旨の

回答を發した事にある」(／＼は改行を示す)といふ。

その上で山田準次郎衛生局長の「誠に困つた事です」との談話をはじめ、全日本陸上競技連盟理事山本忠興による明治神宮競技の教育的効果を重視する立場から文部省に対し「もつと大局に目をつけて大国民的な態度に出でる事が必要」と語つた談話、さらに松浦鎮次郎文部次官による、この回答は「最後のなもの」ではなく、「この後内務省と具体的に十分協議をして何とか一致点を見出す様にしたい」といふ談話が掲載されてゐる。

因みに記事中の「文部省主催の学校長会議訓令」とは、同年三月八日、「体育運動ノ指導」「運動選手及運動競技会」「体育運動団体」に関する事項について具体的方針を打ち出した文部省訓令第三号「体育運動ノ振興ニ関スル件」のことである。²²⁾ 特に「運動選手及運動競技会ニ関スル事項」のうち、「(八) 競技会ノ開催ニ関シテハ開催ノ時期、日数、参加地域等ヲ顧慮シ選手応援者等ヲシテ学業又ハ業務ニ支障ヲ来サシメズ且多額ノ参加費用ヲ要セザラシムルコト」といふ規定は、文部省による明治神宮競技大会への学生参加禁止の布石となるものであつた。

かかる文部省の強硬姿勢を受けた内務省は、二十四日夕、前年の「神宮競技代表委員」の参集を求め、山田衛生局長が当該問題の経過報告を行つて、文部省がどこまでも学生参加を否認する場合は「学生を除外して第三回大会を開催する」旨の意見を述べた。²³⁾ この報告に対し、代表委員間では種々論議がなされたが、平沼亮三、末弘巖太郎、針重敬喜らの意見で、大日本体育協会に文部省との斡旋を頼むこととなつた。²⁴⁾

なほ、同日朝、『東京朝日新聞』は岡田良平文相にインタビューを行ひ、それを翌日夕刊に掲載した。²⁵⁾ 岡田文相は「神宮競技」

について、「それは善いことには相違ない、だが従来はそれに伴ふ弊害も多かつた、それを除去しなければならぬ」と切り出し、「学習に好時季」な秋ではなく暑中休暇を利用して行ふべきで、「学習を犠牲にしてスポーツをやる必要はない、否やつてはいけない」との持論を述べるとともに、「世界的選手が何人現れても、それが一般の体育が向上した結果ならば喜ぶべきだが、一人や二人の特殊な選手が現れても一般スポーツのためには何等の影響はない」、さらに力士の「大砲や常陸山がでたからといって日本人の体格は決してよくなるまい」と断じた。

また、同じ紙面には「各方面の批判」も掲載されてゐるが、「狭量すぎる」（高田早苗早大総長）、「文相無理解」（五来欣造早大教授）、「ぜひ永続を」（林毅陸慶大塾長）といふ文部省批判と神宮競技存続希望が出される一方、「女子に取つて競技そのものが果して体育上価値があるかを疑つてゐる」ことから自校の学生は競技に参加させてゐないため、「神宮競技については兎角の批判は出来ません」（麻生正蔵日本女子大学校長）、「問題は根本にさかのぼつて解決の方法を講じなければならぬ」（末弘巖太郎東大教授）、「余りにもやかましく所管争をして居る様に見える」ため、運動界各方面は当局者と談合すべき（庭球関係者・針重敬喜）、「両省の喧嘩」だから嘴を入れない方がよい（後藤新平子爵）といふ意見も見られた。

さらに『東京朝日新聞』は、翌日の紙面でも、直接取材のみならず特別電報や電話などの手段も用ゐて「神宮競技問題」に対する識者の意見を紹介してゐる。これに抛れば、文部省の意見は尚早で「研究が足らぬところがある」（北海道帝国大学陸上競技部長・松村松年）、「私はゆきたい学生は大いにゆけといふ

意見であるから方針を変へたら何うかと思ふ（…中略…）十一月三日を中心に数日間体育デーの如きものを設け学生はこの期間に自由に出られるやうにしたい」（水戸高等学校運動部長・四宮豊治）、「文部省と内務省が協力して明治神宮競技期をば全国運動週間としてもらひたい」（神戸高等商業学校運動部長・小川忠蔵）といふ意見がある一方、「本校としては出場を禁止されたからといって別に痛ようを感じませぬ、学校の方針としては従来から出来るだけ学校を休んでやる競技には出場を避けてゐた」（新潟高等学校競技部長・安藤祐専）、「明治神宮競技は体育奨励のためにはもちろん良いが丁度学習時期であるので学校を休ませて参加させる事は出来ぬ」（松本高等学校校長・大渡忠太郎）といふ明確に文部省を支持する意見もあつた。

また、同紙面では、私立本郷中学校教頭永井道明の「全国民によつて解決せよ」との意見も掲載された。永井は、内務・文部両省間の確執は最初から予想されたことで今さら不思議ではない、「もつとも大切な問題は内務も文部も明治神宮競技の如き重要な全国民的のものを狭く官僚的に取扱つたことが双方の発発よりの誤であつたと思ふ」として、明治神宮は内務省、体育は文部省といふ所管はあるにせよ、「明治神宮競技」や「体育」は、どちらのものでもなく「全国民のもの」であるにも拘らず、内務省は神宮競技の発発時点において周到な手続きを欠き、文部省はその円満なる進行に努力し協調するのが親切であり責任であるにも拘らず、「徒らに対内務の感情に支配せられてこの大切な親切と責任との努力を等閑にしたのではあるまいか」と批判を加へ、両省は「関係深き狭き範囲に止まることなく諸官省、諸体育団体、諸学校代表を広く全国的に求めてそ

の解決を新にするのが賢明の策であると思ふ」と述べてゐる。

さらに同紙面には、永井とは体育観の相違で長らく対立関係にあつた嘉納治五郎も、「神宮競技が性質上文部、内務両省の管かつにまたがつてゐるのを一省が単独でやるから問題が起るのだ、この善後策としては両省から委員をだして一つの独立した委員会を作つてそれに一切を委せ両省は直接関係をしない様な方法をとるべきである」といふ解決策を提案してゐる。

四 「明治神宮体育大会」の成立

大正十五年六月二十六日午前、内務省からの求めにより、「神宮競技問題」に関する文部省との正式な直接交渉が始まつたものの、同日昼には、文部省の北豊吉学校衛生課長から一方的に意見発表がなされた。⁽²⁸⁾ 北学校衛生課長は、①明治神宮競技大会の開催時期が学生生活や農村生活等に最も繁忙を極める時期であるため、多くの時日を費やして予選や本競技に出ることは学業や業務に支障を来たす、②内務省が初めて発表した競技会参加者の種別には一般国民とはあるが、「学生」を特記してゐないのは体育における学生の地位を考へないもので教育の見地からは認容出来ない、③当該競技会の毎年開催や政府が主催すべきであるか等の点は大いに考慮・研究の余地があり、政府はむしろ監督・指導・後援の地位に立つべきではないか、といふやうな「根本問題について当初内務省より文部省に一切相談がなかつたためそれ以後明治神宮競技大会の事業に参与することはできなかつたが我々としては当初から将来を大に危んでゐた」と述べた。その上で、「文部省が学生を参加せしめないのも競

技を抑へる意志にあらずして弊害を認めたから」として、「運動競技会を政府で直営することは他国にも例を見ないまたその仕事の性質上好ましくないことであるわが国にも多数の体育団体が存するからその仕事として行はれ政府は後援指導監督の立場にあるが適当」との見解を初めて公の場で表明したのである。

これに対して同日、濱口雄幸内相が「競技日たる十一月三日を前後とする期日は明治大帝の記念日に相当する以上断じてこれを変更する方針はない」と声明し、内務省は「文部省で絶対に学生の不参加を固持するならば学生を除いても競技は断じて進める方針」であることが報じられるに及び、場合によつては若槻禮次郎首相の調停も考へられ得る事態に立ち至つた。⁽²⁹⁾

同月二十九日には、閣議で濱口内相と岡田文相の双方から「神宮競技問題」について意見が開陳されたものの、若槻首相より、いがみ合ふのはよくないので主務省間で然るべく話し合ひをつけるやうにとの注意を受ける有様であつた。⁽³⁰⁾ 同日に全日本陸上競技連盟（平沼亮三理事長）実行委員らが内務・文部両省を訪問したところ、内務省は、神宮競技の存続や開催期日は動かせないものの必ずしも主催に拘はつてはをらず、各種運動団体から代表委員を出して新団体を作り、内務・文部両省も同等の資格で入つてこの国民的大会を發展させたい、或いは適当な団体さへあればいつでも譲りたいといふ意向であり、文部省もある程度まで歩み寄る可能性があることが判つた。

そこで翌三十日、既成民間運動団体の大日本体育協会（嘉納治五郎名誉会長、岸清一会長）は、神宮競技の継続を目指して、平沼亮三（副会長、陸上競技）、末弘巖太郎（水上競技）、針重敬喜（庭球）、内海弘蔵（野球）、川本禎助（射撃）、村上邦夫（柔

道）、加藤隆世（柔道）、宮木昌常（専務理事、ボート）の八名を
実行委員に選び、七月には各競技団体間の意見を纏めるとともに、
内務・文部両省を幾度も訪問した。⁽³¹⁾

また、七月十五日以降、川崎卓吉内務次官と松浦鎮次郎文部
次官の直接協議⁽³²⁾が始まったが、文部省の態度は強硬なままであ
り、同月二十七日、松浦文部次官は電話で川崎内務次官に對
し、①大会は三年に一回開催し学生の参加を許す、②期日は十
月三十日より十一月三日までの五日間とする、③主催者は民間
私設運動団体とする、④大会にあらざる地方的競技は毎年開催
するもこれには学生の参加を許す、との条件を提示し、これ以
上の譲歩は不可能と通告してきたため、川崎内務次官は二十八
日午後先に先述した平沼ら民間運動団体の実行委員のうち六名を
内務省に招き、山田衛生局長とともに意見を徴した。⁽³³⁾

民間運動団体代表らは、二十九日午後六時から丸の内中央亭
にて各団体の委員を招集し対策を協議したが、三年に一度との
条件には異論が続出し、「結局「無条件」ならば引き受けてよ
しとの議」に決した。⁽³⁴⁾ 彼らは三十一日に内務省を訪問してその
方針を伝へたが、これ以後、川崎内務次官は松浦文部次官と電
話で交渉を重ねた結果、文部省は「三年目一回と称するは民間
団体に委せる時の条件ではない即ち民間団体が毎年開催するも
差支へないことであるが文部省としては全国的に学生参加を許
すは三年目に一回と致したい⁽³⁵⁾」との意向であつたため、内務省
としては民間運動団体に白紙で引き渡すこととしたのである
が、民間運動団体側が八月三日に文部省を訪問した際には、引
き渡しの条件とはしないと一言ひつつも「学生の参加は三年に一
回より譲歩せぬ事」、そして「其他の青年団、在郷軍人にて毎

年挙行するも差支へなし」といふ文部省の意見が提出された。⁽³⁶⁾

八月四日夜、丸ビル精養軒に各競技団体代表が集合し、兎も
角本年は神宮競技を民間で引き受けることと決した。⁽³⁷⁾ それ故、
実行委員を中心に神宮競技の民間団体を組織することとなつて
「神宮競技主催組織大要」が纏められ、当初案では「明治神宮
競技会」の名称で準備を進めたが、依然として文部省が「三年
目一回説」を固持して譲らないため行き詰まつてしまふ。⁽³⁸⁾

この神宮競技主催組織は、八月十七日における明治神宮競技
会の準備会において、改称理由は知られないものの「明治神宮
体育会」と称することとなつた。⁽³⁹⁾ 文部省の頑なな態度に對し、
同体育会の中においても「文部省とは一切交渉を断絶して体育
会の自由意志によつて大会を挙行する事を可なり」とする強硬
意見が強くなり、一時、交渉決裂寸前の状態にまで至つた。⁽⁴⁰⁾ 九
月七日午後日本青年館の田澤義鋪理事と松原一彦主事、明治
神宮の江見清風権宮司が文部省の北豊吉学校衛生課長を訪ね、
第三者として調停に当たつた際にも、北は「省議」で決定した
ことであり、どうしても変更は出来ないときつぱり断はるとい
ふ徹底ぶりであつた。⁽⁴¹⁾ さらに全日本陸上競技連盟の平沼理事長
が、八日午前に若槻首相と塚本清治内閣書記官長を訪ねて懇談
し、周旋方を依頼したところ、遂に首相が調停の労をとること
となつたものの、それでも北学校衛生課長や岡田文相は強硬な
姿勢を崩さなかつた。⁽⁴²⁾

事態は最早、内務省対文部省ではなく、明治神宮体育会と文
部省が一触即発といふ状態に立ち至り、十日夕の明治神宮体育
会の代表委員会における決定如何で全てが御破算になる可能性
もあつた。しかし、平沼が奔走して若槻首相に対する調停依頼

を行つてゐる渦中であることから、会としての声明や決議は一旦保留となつたものの、調停結果成立の際にどのやうな処置を採るべきかについて協議され、①文部省の意見に従ふ、②体育会の自由意志によつて大会を執行する、③内務省に返還するの三方法が挙げられたが（特に野球代表の内海弘蔵が③説を強く主張）、結局は首相の調停結果を待つこととなつた。⁽⁴⁵⁾

平沼は、文部省の軟化が一向に見られない困難な状況下でさらに運動を続けたが、十四日午後、実行委員の平沼、内海、宮木の三名が首相官邸の塚本書記官長を訪問した際、吉報が告げられた。⁽⁴⁴⁾ 彼らは、塚本書記官長が岡田文相と秘密裡に会見して作製した、①今年度競技会は無条件で例年の如く開催すること、②明年度より学生競技を隔年七月三十日の明治天皇祭当日を以て挙行し青年団一般競技は毎年十一月三日の明治神宮例祭当日に挙行すること、といふ調停案を受け取つたのである。⁽⁴⁵⁾

この調停案をもとに十五日、明治神宮体育会（競技団体代表委員会）が開かれ、本年度大会は十一月三日を中心として挙行することに決定し、他の諸問題は後日に譲ることとされたが、さらにその後の協議により二年に一度の開催は合意された。⁽⁴⁶⁾

これにより、文部省は十月二日、文部次官通牒「明治神宮競技学生生徒児童ノ参加支障ナシ」にて漸く学生参加を容認した。⁽⁴⁷⁾ かくて、神宮競技は辛うじて存続し得た。大日本体育協会役員を中心として、井上準之助を会長、平沼亮三を副会長とする民間の主催団体「明治神宮体育会」が正式に組織され、同年十月二十八日から十一月三日にかけて七日間、参加人員三千六百余名、競技種目十八、選手権数六十余に及ぶ「明治神宮体育大会」が開催されたが、前二回の数倍に勝る盛況となつた。⁽⁴⁸⁾

五 「神宮競技問題」をめぐる論議

「神宮競技問題」は、運動競技（スポーツ）界や体育界のみならず、新聞や各種雑誌などメディアでも話題となつた。⁽⁴⁹⁾ 体育界を含む教育界においては文部省に同情的な論調もあつたが、⁽⁵⁰⁾ 一般的風潮は文部省に対して概ね批判的であつたといへよう。

「神宮競技問題」の渦中においては、早くから『野球界』主幹（主筆）の横井春野（鶴城）による文部省に対しての痛烈な批判があつた。横井は、「過去二ヶ年にわたつて行はれた内務省主催の明治神宮競技は、出場選手に対しては、徳育上体育上、大きな効果をあげてゐる。地方選手は、帝都へ出京することに依つて、智育上に大きな効果を見てゐる。更らに、この競技が、一般国民の精神教育上に与へた効果に至つては、甚大である」として、「もしも文部当局が、大会に対して多少なりとも弊害を認めたらば、その弊害を除去する途を講ずべきである。夫をもなさずして、之を禁止すると云ふことは、文教にたずさはる人々として、余りに無責任である」と記してゐる。⁽⁵¹⁾

また、『運動界』を発行してゐた太田志臈（四州、茂）も、「仮りに其真意は、神宮競技の破壊にあらずとしても、苟くも文教に与るものとして、忌まはしき繩張り争ひの醜態を暴露して、一国文教上に鮮からざる悪感化を及ぼしただけでも、文部省たるもの、将来贖罪の唯一方法として、進んで日本の体育助長の誠意を衷心から披瀝しなければならぬ」、⁽⁵²⁾ 「神宮競技に対する文部省の信の原底は、世人の臆測する如く、決して学生の学業問題の爲めではない。敵は本能寺にある。手つ取り早く云

へば内務省の主権に、ケチさへつけなければよいのである⁽⁵³⁾と手厳しい批判を展開した。さらに太田は、「知らぬ顔の半兵衛顔して澄まして居る学生諸君」にも批判の刃を向け、「此の日本運動隆額の分岐問題を叩きつけられながら一人の起つて自らの運動、運動界の運動の爲めに正義を叫ぶ志士のないことが解しかねる」と檄を飛ばしてゐる⁽⁵⁴⁾。

さらに太田の盟友である大村一蔵（東京帝大卒の地質学者、日本石油会社勤務⁽⁵⁵⁾）は、①「仮りに文部省側の云ふ如き弊害があるとしても、それが、同じく国政に連なる人々でありながら、円満に平和に内輪で交渉解決が出来ぬほどの問題であらうか。

殊に文部大臣を始め文部の高官が児童になつて内務省側に挑戦せねばならぬ程の問題であらうか」、②「事は明治神宮に関することである。大抵なことは互譲妥協し出来る限り円満に平和に、静粛に、愉快に運び奉ることに心掛くべきが日本国民としての大切な心掛ではあるまいか。今回の事が神宮に対し奉る心掛を忘れて迄、イガミ出さねばならぬ程の大問題であらうか」と述べ、特に「今回の文部省の態度」には、「唯、自己の感情の満足を得ることのみに汲々として、神宮のことは何等念頭に無いかの如き振舞」としか見えないと強く非難してゐる⁽⁵⁶⁾。

大村は、「神宮競技問題」に一応の結着がついた後の十一月の論考でも、第二回明治神宮競技大会や神宮外苑野球場定礎式において、文部大臣や同省官吏が一人も顔を出さなかつたにも拘らず、文部省後援の帝大主催による高等専門学校の上陸競技大会には文相が連日出席してゐるといふ態度などを問題視し、「国民的精神に立脚せざる体育が何の価値があるか、個人の健康も畢竟は国を護り国を興す力の基礎とならねば無意義であ

る、岡田文部大臣初め文部省の当事者よ、明治神宮競技会の眞精神を理解せよ！」と舌鋒鋭く攻撃してゐる⁽⁵⁷⁾。

さらに大村は、第三回大会開催直後にも、文部省が進めようとしてゐる次回大会からの夏期開催に反対して「神宮競技の秋季開催」を主張するとともに、十月二十一日におけるラヂオ放送において、「神宮競技会」に対する文部省の態度を批判し、「完膚なき迄に文部省当局を痛罵した」飛田忠順（穂洲、「学生野球の父」として著名な早大野球部監督、野球評論家）に感謝の意を評してゐる⁽⁵⁸⁾。

なほ、日本石油会社の機関誌『石油時報』に掲載された論考では、「文部省が学生の参加を禁ずることは、要するに文部省が神宮競技会を否認したと同一である」、「文部省の本問題に対する態度手続は少くも常識的でも、亦、神宮に対して敬虔慎重でもなかつた」と痛烈に文部省を批判した上で、「文部省の中に策動する一部運動界の策士の団体」の存在を指摘してゐる⁽⁵⁹⁾。但し、同誌は大村一蔵の求めで太田四州（志臈）が主宰してゐたことから、彼らの意を汲んでゐるものと見て良い⁽⁶⁰⁾。

同論考では、この「運動界の策士」が誰とまでは明言してゐないが、文部省の体育研究所や東京高等師範学校（東京高師）の関係者を指してゐるとも考へられる。

実際、大正十五年十月における体育研究所の技師は、北豊吉（所長）、吉田章信、大谷武一、野口源三郎、小笠原道生、安田守雄、佐々木等であつたが、東京高師の体育科主任教授で体育学会理事長の大谷、さらには野口、佐々木が同校教授、吉田は同校講師であり、両者の構成員には重なるところが多い⁽⁶¹⁾。

東京高師体育教官主流によつて結成された体育学会機関誌

『体育と競技』編輯長（東京高師助教）の安川玄洋（伊三）は、「近來文部省が、頓に体育運動の振興に留意し、其の施設経営常に機宜に適して過たざるは、世人の等しく認むる処であつて、吾人体育に従事する者が、大なる敬意を表する処」とし、「明治神宮競技」を「内務省の一小局」が「単独で而も片手間にやり得ると考へてゐるならば、少し調子に乗り過ぎて、自惚れてゐると言はれても仕方はあるまい」と断じて「文部省の位置を考ふれば、その言ふことは当然」と述べてゐる。

つまり、明確に文部省擁護の立場を採るのであるが、さらに安川は、「仮に神宮競技を連年開催するとしたならば、此処数年を出でずして、選手役員等は奔命に疲れ、一般国民は、神宮競技に倦怠を催さないまでも、何等の興味も持ち得ない様になる事は、明白の理」であり、「噂に聞けば、一部民間の既成体育団体の中には、神宮競技を喰物にして、自己団体の基礎を鞏固にせんとする不心得者なきにしもあらずと。連年開催を主張する者、必ずしも神宮競技に忠実なるものとは思はれない」と述べた上で、「翻つて、文部省のこれに対する態度は、不徹底である。文部省は、何も学生のみの小範圍にとどまる必要はない。何故に堂々と体育の理想を述べ、三年乃至四年毎開催説を主張しないか。若しこれが不幸にして容れられざる時は、文部省のなすべき決心は、遺憾乍学生絶対不参加唯一あるのみである」と断じた。恐らく「神宮競技問題」の帰趨が予断を許さない時点での執筆だったためか、文部官僚よりも強硬な意見であった。

この意見が載った『体育と競技』同号には、東京高師教授・体育研究所技師の野口源三郎が「九月七日期」に書き終へた論

説も掲載された。野口は概ね文部省の姿勢に理解を示し、「今日の処、文部省側の主張は大体成功し、今は時期と、開催度数の問題とが未解決の儘残されてゐる」としつつも、学生生活・農村生活多忙の時期である秋を避けるべきといふ文部省の意向とは多少異なり、「余は、当競技会を三年に一回若くは四年一回開催するといふ前提の下に依然十一月三日を是とする」と述べた。その理由は、これは単なる競技会ではなく、「明治大帝の御聖徳を敬仰する純真なる国民の精神を基調とし、此れに依つて所謂の国民私信の統制と作興とを計り、併せて国民の身体を鍛錬するところに絶大なる価値を有つもの」であること、暑中は身体練習には不適當の季節であるが学校生活が開始される九月初旬から二ヶ月後の十一月三日は、学生選手による組織的練習の成果を示す適當な時期だといふことにあつた。また、第四回神宮競技を「大正十八年（一九二九）に開催して以後は四年に一回とすれば、国際オリンピック競技会（四年に一回）や極東競技会（二年に一回）の開催年と重ならず、「円滑に十分なる準備をなす余裕を有つことが出来る」ともいふ。さらに野口は、「明治神宮体育会」に反対するものではないと断りつつ、神宮競技が「各種総合団体たる大日本体育協会」に委託されなかつたことを、「我が国は未だ健全なる民間の総合団体を力強く育成することはできないのであるか」と嘆いてゐる。

このやうに、野球界を中心とする運動競技（スポーツ）界・スポーツジャーナリズム関係者と、体育界、特にその中核たる東京高師関係者の同時期における主張は、直接的論争とはなつてゐないものの、見事なコントラストをなしてゐたのである。

六 むすび

以上の如く、大正十五年六月より勃発した「神宮競技問題」は、紛糾の末、開催一ヶ月前に一応の解決が図られ、内務省主催の明治神宮「競技」大会は、民間運動団体（明治神宮体育会）主催の明治神宮「体育」大会となった。されば、第三回大会はその性格や内容を「競技」から「体育」へと変へたのだろうか。

十月二十八日の第三回明治神宮体育大会開会式における若槻禮次郎首相の祝辞では、「運動競技」や「運動精神」の語は見られたが「体育」は一言も出ず、濱口雄幸内相の祝辞においても「明治神宮競技」の語のみで「明治大帝の御聖徳を景仰し奉ると共に国民精神の作興並に身心の鍛錬をもつて一大目標とせる当初の主旨は毫も変らざる所」と述べられ、さらに選手代表堤正安の宣誓文には、「第三回明治神宮体育大会の開催せらるゝに当り生等皇土の各地より選ばれ明治大帝の御聖鑑の下に正々技を競はんとす一同誓つて奮闘努力以て普く純正なる運動競技の神髄を知らしめ国民の士氣振興の一助たらんことを期す」とあつた⁶⁸。しかし、岡田良平文相の祝辞では逆に「競技」の語は発せられず、「体育運動」や「国民体育作興」といふ言葉が使はれ、「諸君は勝敗と記録に拘泥する事なくよく公明正大なる精神を持ち終始質実剛健なる態度を保ちもつて本大会の目的に添はん事を期せざるべからず」と述べられた。比較すると、文相の祝辞のみやや異質な観を受ける。

第二回大会から始まつたマスゲームは、十月三十日から十一月三日まで五日間、外苑競技場フィールドで行はれたものの、紛れもなくメインとなつたのは各「運動競技」（今回、卓球と飛

行競技が加はつた）であり、主催や名が変化しても、やはりこの大会は「運動競技」の集積に他ならなかつた。さすれば、「競技」から「体育」への名称変更も、文部省的（学校教育的）「体育」観の採用ではなく、明治神宮体育会の主力となつた大日本体育協会における「体育」＝「運動競技」（アマチュア競技運動）観をそのまま当て嵌めたに過ぎなかつたといへる。

「神宮競技問題」の帰結である民間組織・明治神宮体育会主催「明治神宮体育大会」の成立は、主催の「民営化」こそ齎したものの、内務省による「運動競技」奨励といふ大会の性格を劇的に変更するものでは無かつた。また、従来研究では、権限争ひをした内務省と文部省に対する喧嘩両成敗的措置との印象が強かつたが、本稿で検討してきたやうに、一貫して強硬な態度であつたのは文部省であつた。しかも、事が「明治神宮」を冠した奉納的行事、即ち明治天皇に直接関はるものにも拘らず。かかる行事に対する「官」（文部省）の妨害と「民」（民間運動競技者の連合体である明治神宮体育会）による恢復・再生といふ事実は、入江克己のいふ「国民を戦争に動員し、破滅に追い込んだ悪しきスポーツの典型」なるイメージとはほど遠い。

なほ、第三回大会後も「神宮競技問題」をめぐる論議（特にスポーツジャーナリズムによる文部省批判）は続けられた。大正から昭和への御代替わりを挟んだ第四回大会は昭和二年十一月三日を中心に開催されたが、高等学校・専門学校以上の学生・生徒には何ら制限が無かつたものの文部省の強い意向で中学校以下の生徒は近県に限ることとされ、「学生参加問題」は未解決のままであつた⁶⁹。結局、昭和四年に開催された（隔年開催）第五回大会の際、中等学校生徒の参加は「校長の自由裁量に一

任」といふ合意が明治神宮体育会と文部省の間で得られたことによつて、漸く最終的な解決となつたのである。⁽²⁾

後年、厚生省体育官加藤橋夫は、「明治神宮国民錬成大会の沿革」を振り返り、「大会の経て来た跡を顧みるならば、それは常に、我国体育の進歩発達をみる事が出来る。それ程この大会は常に、その時その時の体育界の思潮を反映して居た」と記したが、この大会は常に社会的背景や体育・スポーツ観の変遷を映し出す「鏡」(或いは鑑)であつたといへるのである。

註

(1) 拙稿「明治神宮史研究の現在―研究史の回顧と展望―」(「神園」第六号、平成二十三年)、同「明治神宮外苑造営における体育・スポーツ施設構想―「明治神宮体育大会」研究序説―」(「國學院大學人間開発学研究」第四号、平成二十五年)、同「明治神宮競技大会創設と神宮球場建設に関する一考察―内務省衛生局と学生野球界の動向を中心に―」(「國學院大學研究開発推進センター研究紀要」第九号、平成二十七年)を参照。

(2) 『明治神宮競技大会報告書(第一回、第二回)』(内務省衛生局、大正十四、十五年)、『明治神宮体育大会報告書(第三回〜第九回)』(明治神宮体育会、昭和四〜十三年)、『明治神宮国民体育大会報告書(第十回〜第十二回)』(厚生省、昭和十五〜十七年)、『明治神宮国民錬成大会報告書(第十三回、第十四回)』(厚生省、昭和十八、十九年)。
 (3) 入江克己『昭和スポーツ史論―明治神宮競技大会と国民精神総動員運動―』(不昧堂出版、平成三年)五、一四頁。
 (4) 川端昭夫・木村吉次「明治神宮体育大会の集団体操に関する一考察―集団体操演技評価の視点を中心に―」(「東海保健体育科学」第二十六号、平成十六年)。

(5) 太田順康・長瀬聡子「明治神宮体育大会に関する研究―明治神宮体育大会と昭和初期のスポーツについて―」(「大阪教育大学紀要 第四部門」第五一卷第二号、平成十五年)。

(6) 高嶋航『帝国日本とスポーツ』(塙書房、平成二十四年)一一〇〜一二二頁。

(7) 前掲拙稿「明治神宮外苑造営における体育・スポーツ施設構想」、同「神宮外苑になぜ競技場が造られたのか」(「春秋」五五四、平成二十五年)、前掲同「明治神宮競技大会創設と神宮球場建設に関する一考察」を参照。なほ、明治神宮史関連の拙稿としては、「近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営―「公共空間」としての神社境内―」(「國學院大學研究開発推進センター研究紀要」第六号、平成二十四年)、「青山葬場殿から明治神宮外苑へ―明治天皇大喪儀の空間的意義―」(「明治聖徳記念学会紀要」復刊第四九号、平成二十四年)、「神社から見た渋谷」(石井研士・國學院大學渋谷学研究会編著『渋谷学叢書三 渋谷の神々』雄山閣、平成二十五年)、「帝都東京における「外苑」の創出―宮城・靖國神社・明治神宮における新たな「公共空間」の形成―」(藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉亘子編『明治神宮以前・以後―近代神社をめぐる環境形成の構造転換―』鹿島出版会、平成二十七年)がある。

(8) 坂上康博「権力装置としてのスポーツ―帝国日本の国家戦略―」(講談社、平成十年)第二章「国家の熱いまなざし」を参照。

(9) 小林友雄「体育復興の秋」(「教育時論」第一四二二号、大正十三年十二月十五日)。

(10) 濱田義明編『学校体育運動に関する法令並通牒』(目黒書店、昭和十四年)二二二〜二三四頁、『大正十三年全国体育デー実施概況』(文部大臣官房学校衛生課、大正十四年九月)、野口穂高「一九二四年の第一回全国体育デーの活動状況に関する一考察」(「論叢 玉川大学教育学部紀要二〇一三」平成二十六年)を参照。

(11) 前掲坂上康博「権力装置としてのスポーツ」七七頁。但し坂上は、「明

- 治神宮大会の最終日である明治節当日を「全国体育デー」とし」と記述してゐるが、「明治節」はこの時点では制定されてをらず、事実誤認である。明治天皇御誕生日の十一月三日が「明治節」といふ祝日となつたのは、明治節制定を求める熱烈な国民運動を背景とし、帝国議会の議決を経て昭和二年三月三日の詔書で制定されたことによる。
- (12) 山田準次郎「神宮競技大会に関する世評について」(『官報』第三六三九号、大正十三年十月八日)。
 (13) 吉田章信「大正十三年に於ける体育界」(『教育時論』第一四二三号、大正十三年十二月二十五日)。
 (14) 前掲坂上康博「権力装置としてのスポーツ」六四〜八〇頁。
 (15) 国立公文書館所蔵『各種調査委員会文書』行政調査会書類「一行政調査会ニ関スル件(上奏原議)」。
 (16) 前掲行政調査会書類「二十三内務省幹事提出案」。
 (17) 前掲行政調査会書類「二十八文部省幹事提出議案」。
 (18) 前掲行政調査会書類「八十三議案並諸資料・各庁権限争議ニ関スル件」。
 (19) 前掲行政調査会書類「三十七各庁事務系統整理ニ関スル件」七議案」。
 (20) 前掲行政調査会書類「十九幹事会會議録第五号」、国立公文書館所蔵『公文雑纂』各官庁ノ権限整備ニ付運動競技ニ関スル事務外十三項決議報告ノ件」。東京高等師範学校体育学会関係者は、「体育」の所管が文部省になつたことを歓迎してゐる。野口源三郎「建議と陳情の三問題」(『体育と競技』第七卷第一号、昭和三年)、武(大谷武一か)「識者は嘘ふ」(『体育と競技』第七卷第二号、昭和三年)を参照。
 (21) 「文部省、神宮競技に学生の参加をはむ」(『東京朝日新聞』大正十五年六月二十四日)。
 (22) 「体育運動に関する訓令に就て」・「体育運動の振興に関する訓令」(『体育と競技』第五卷第五号、大正十五年)、前掲濱田義明編「学校体育運動に関する法令並通牒」九一〜九四頁。
- (23) 表面になつて来た神宮競技のもつれ」(『東京朝日新聞』大正十五年六月二十五日)。また、「第三回明治神宮体育大会報告書」(明治神宮体育会、昭和二年)「明治神宮体育会の成立」も参照。但し、同書はこの経過報告会の開催日を「六月二十五日」と誤記してゐる。
 (24) 前掲『第三回明治神宮体育大会報告書』二頁。
 (25) 「大砲」が一人出てもそれが何になる」(『東京朝日新聞』大正十五年六月二十五日夕刊)。
 (26) 「神宮競技の問題を何と観る」(『東京朝日新聞』大正十五年六月二十六日)。
 (27) かつて東京高等師範学校(東京高師)と東京女子高等師範学校(東京女高師)の教授を務め、普通体操からスウェーデン体操中心へと展開する画期である我が国最初の「学校体操教授要目」(大正二年)の作成にも携はつた永井道明については、眞行寺朗生・吉原藤助共著『近代日本体育史』(日本体育学会、昭和三年)四六〇〜四七四・四六六、四四五頁、永井道明先生後援会編『遺稿永井道明自叙伝』(体育日本社、昭和二十六年)などを参照。
 (28) 「遂に表向になつた文部、内務の争ひ」(『東京朝日新聞』大正十五年六月二十七日)。再興後の文部省学校衛生課の支柱ともいふべきテクノクライト北豊吉(同課長兼体育研究所長・技師)については、前掲眞行寺朗生・吉原藤助共著『近代日本体育史』六四七、六四八頁を参照。
 (29) 「神宮競技の時期は断じて変更出来ぬ」(『東京朝日新聞』大正十五年六月二十七日夕刊)、「神宮競技問題の成行を憂ふる首相」(『東京朝日新聞』大正十五年六月二十八日)。
 (30) 「神宮競技問題は近く円満解決の見込」(『東京朝日新聞』大正十五年六月三十日)、「文部省が欲しければ主催はやつてしまふ」(『東京朝日新聞』大正十五年六月三十日夕刊)。以下の記述も同様。
 (31) 「大日本体育協会史」(大日本体育協会、昭和十一年)五二三頁、前掲『第三回明治神宮体育大会報告書』二〜四頁。

- (32) 「神宮競技問題 昨日兩次官協議」(『読売新聞』大正十五年七月十六日)。
- (33) 「神宮競技は三年に一回だけ」(『読売新聞』大正十五年七月二十九日)、「主催を民間に移し三年に一度学生参加」(『東京朝日新聞』大正十五年七月二十九日)。
- (34) 「明治神宮競技問題又もやもつれ出す」(『東京朝日新聞』大正十五年七月三十日)、「神宮競技問題」(『読売新聞』大正十五年七月三十日)。
- (35) 「学生参加条件の内容をたゞしに」(『東京朝日新聞』大正十五年八月三日)。
- (36) 前掲『第三回明治神宮体育大会報告書』四頁。
- (37) 「神宮競技は民間で引受ける」(『読売新聞』大正十五年八月五日)。
- (38) 前掲『第三回明治神宮体育大会報告書』五〜七頁。
- (39) 「従来の通り水上競技は挙行」(『東京朝日新聞』大正十五年八月十八日)。
- (40) 「学生参加を譲らねば文部省と絶縁」(『東京朝日新聞』大正十五年九月七日)。
- (41) 「無断で出場する学生を処分」(『読売新聞』大正十五年九月八日)。
- (42) 「若槻首相が調停に立つか」(『東京朝日新聞』大正十五年九月九日)、「主催団体と文部省妥協望なく絶縁の形」(『東京朝日新聞』大正十五年九月十日)。
- (43) 「首相文相と更に懇談」(『東京朝日新聞』大正十五年九月十一日夕刊)、「神宮競技主催 返還論も出る」(『東京朝日新聞』大正十五年九月十一日)。後者の紙面には、「神宮競技学生参加問題」なる同紙によるオピニオンが掲載され、文部省に対し、三年一回説の固執や学生出場の禁止を再考するやう促してゐる。また、同時期、帝国教育会の代表者野口援太郎は、岡田文相を訪問し、神宮競技四年一回説などを求めた同会の決議文を手交してゐる(前掲『第三回明治神宮体育大会報告書』七、八頁)。
- (44) 「競技問題調停案成り急に解決の機至る」(『東京朝日新聞』大正十五年九月十五日)。
- (45) 「明治天皇祭中心に学生は隔年に参加」(『東京朝日新聞』大正十五年九月十六日)、「神宮競技問題 一と先づ解決」(『読売新聞』大正十五年九月十六日)、「神宮競技問題解決」(『教育時論』第一四八六号、大正十五年九月二十五日)。前掲『第三回明治神宮体育大会報告書』八頁。
- (46) 前掲『第三回明治神宮体育大会報告書』八頁。
- (47) 前掲濱田義明編『学校体育運動に関する法令並通牒』二五三〜二五四頁、「神宮競技学生参加」(『教育時報』第一四八八号、大正十五年十月十五日)。
- (48) 前掲『第三回明治神宮体育大会報告書』八〜一一頁。
- (49) 例へば、『HOME AND EDUCATION DEPARTMENT AT ODDS』(『英語青年』第五五卷第九号、大正十五年)のやうに、「神宮競技問題」は「内報」として、時事英語の題材ともなつた。
- (50) 「神宮競技」(『教育時論』第一四八六号、大正十五年九月二十五日)。
- (51) 横井春野「神宮競技紛擾問題 文部省の態度を評す」(『野球界』第一六卷第一〇号、大正十五年)。
- (52) 太田志蹴「運動界小論」(『運動界』第七卷第八号、大正十五年)。
- (53) 太田志蹴「運動界小論」(『運動界』第七卷第九号、大正十五年)。
- (54) 太田志蹴「運動界小論」(『運動界』第七卷第一〇号、大正十五年)。
- (55) 石油文化社編『大村一蔵を偲ぶ』(大村一蔵追憶集刊行会、昭和四十年)、小松直幹「大村一蔵―青年とスポーツと地質学を愛した豪傑―」(『地球科学』第六一卷第四号、平成十九年)を参照。
- (56) 大村一蔵「運動界是非」(『運動界』第七卷第八号、大正十五年)。
- (57) 大村一蔵「運動界是非」(『運動界』第七卷第一号、大正十五年)。
- (58) 大村一蔵「運動界是非」(『運動界』第七卷第二二号、大正十五年)。
- (59) 飛田穂洲については、神門兼之「球聖飛田穂洲伝」(柘植書房新社、平成十六年)を参照。
- (59) 城南生「神宮競技問題」(『石油時報』第五七三三号、大正十五年)。因

みに前掲大村一蔵「運動界是非」(『運動界』第七卷第八号)では、「斯界の長老である某大学教授」が、文部省の態度は「神宮競技に志を失ひたる一派の有力者の策動に動かされたものと観察して居る」ことを紹介してゐる。

(60) 大村一蔵『科学物語 世界の油田』(東晃社、昭和十六年)「序」一頁。

(61) 前掲眞行寺朗生・吉原藤助共著『近代日本体育史』三七四、三七九、三八〇、六五七、六五八、六六〇、六六一、六七〇頁、『大谷武一体育選集1』(体育の科学社、昭和三十五年)「年譜」などを参照。

(62) 安川玄洋(伊三)については、前掲眞行寺朗生・吉原藤助共著『近代日本体育史』六九一、六九二頁を参照。

(63) 玄洋「文部省と実行力」(『体育と競技』第五卷第七号、大正十五年)。

(64) 玄洋「競技会問題の根本的解決」(『体育と競技』第五卷第八号、大正十五年)。

(65) 玄洋「神宮競技を愛する人士へ」(『体育と競技』第五卷第一〇号、大正十五年)。

(66) 前掲眞行寺朗生・吉原藤助共著『近代日本体育史』六六二、六六三頁、『野口源三郎遺稿集』(不昧堂出版、昭和四十四年)「年譜」を参照。

(67) 野口源三郎「神宮競技問題の一考察」(『体育と競技』第五卷第一〇号、大正十五年)。

(68) 前掲『第三回明治神宮体育大会報告書』を参照。以下の記述も同様。

(69) 木下秀明「日本体育史研究序説―明治期における「体育」の概念形成に関する史的的研究―」(不昧堂出版、昭和四十六年)二七六頁。

(70) 佐々木等「体育ウイークの提唱」(『体育と競技』第五卷第一二号、大正十五年)、安川玄洋「明治神宮体育大会の将来」(『体育と競技』第六卷第一二号、昭和二年)、大村一蔵「運動界時事短評」(『運動界』第八卷第八、九号、昭和二年)、同「運動界是非」(『運動界』第八卷第一〇、一二号、第十卷第二号、昭和二年、昭和四年)、太田志誠「運動界小論」(『運動界』第八卷第一二号、昭和二年)など。

(71) 『第四回明治神宮体育大会報告書』(明治神宮体育会、昭和四年)「未

解決に終つた学生参加問題」(明治神宮体育会評議員議事録)。

(72) 『第五回明治神宮体育大会報告書』(明治神宮体育会、昭和五年)「中等学校生徒参加問題解決」。

(73) 加藤橘夫「明治神宮国民錬成大会の沿革」(『公園緑地』第六卷第一〇号、昭和十七年)。

(ふちたひろまさ 國學院大學人間開発学部健康体育学科准教授)